

# 平成13年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について

(平成13年8月5日)  
 国住備第92号  
 国住整第123号  
 国住市第174号  
 國土交通事務次官通知

平成13年度における公営住宅法（昭和26年法律第193号）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額は、次のとおりとする。

## 第1 標準建設費等の種類と構成

本通達において定める標準建設費等は、次の表の住宅等の種類の欄各項に掲げる住宅又は事業種類に応じ、それぞれ同表の標準建設費等の種類の欄各項に掲げるものとし、その額は、当該標準建設費等の種類に応じ、それぞれ同表の工事費等の額の欄各項に掲げる額に第13により算出した附帯事務費を加えた額を第14の規定により整理した額とする。

住宅等の種類	標準建設費等の種類		工事費等
公営住宅	公営住宅法第7条第4項（第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標準建設・買取費	公営住宅の建設等に要する費用	第2及び第4により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
		共同施設の建設等に要する費用	第3により算出した共同施設工事費の額
	公営住宅法第8条第5項に規定する標準建設費	公営住宅の建設に要する費用	第2及び第4により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
		共同施設の建設に要する費用	第3により算出した共同施設工事費の額
	公営住宅法第8条第5項に規定する標準補修費		第5により算出した補修工事費の額
	公営住宅法第8条第5項に規定する標準宅地復旧費		第6により算出した宅地復旧工事費の額
公営住宅	公営住宅法第9条第6項（第10条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標準住宅共用部分工事費		第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	公営住宅法第9条第6項（第10条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標準施設工事費		第8により算出した施設工事費の額

特定目的借上公共賃貸住宅	特定目的借上公共賃貸住宅供給事業補助要領(平成7年4月1日付け建設省住建第13号)第4第1項第2号ハに規定する標準工事費	第2及び第4により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅及び買取特定公共賃貸住宅	特定優良賃貸住宅供給促進事業補助要領(平成5年7月30日付け建設省住建第116号)第4第1項第5号ハに規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
高齢者向け優良賃貸住宅	高齢者向け優良賃貸住宅制度補助要領(平成13年8月5日付け国住備第90号)第8第4項に規定する標準工事費	第2及び第3により算出した主体附帯工事費及び共同施設工事費の合計額
住宅地区改良事業	住宅地区改良法第27条第3項に規定する標準除却費	第9により算出した不良住宅等除却費の額
	住宅地区改良法第27条第3項に規定する標準建設費	第2、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
小集落地区等改良事業	小集落地区等改良事業制度要綱(昭和57年4月5日付け建設省住整発第26号)第4第3項に規定する建設大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
小規模住宅地区等改良事業	小規模住宅地区等改良事業制度要綱(平成9年4月1日付け建設省住整発第46号)第13第1項第1号に規定する建設大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
改良住宅等改善事業のうちの建替事業及び関連建設事業	改良住宅等改善事業制度要綱(平成11年3月19日付け建設省住整発第25号)第16第8項に規定する建設大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
密集住宅市街地整備促進事業のうちの地区整備事業及びコミュニティ住宅建設事業	密集住宅市街地整備促進事業等補助金交付要領(平成6年6月23日付け建設省住市発第48号)第3第2項に規定する建設大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額

住宅市街地整備総合支援事業のうちの從前居住者用賃貸住宅建設事業及び從前営業者用賃貸施設建設事業	住宅市街地整備総合支援事業補助金交付要綱(平成10年4月8日付け建設省住市発第15号)第4第4号に規定する建設大臣の定める額	從前居住者用賃貸住宅の建設に要する費用	第2により算出した主体附帯工事費の額
		從前営業者用賃貸施設の建設に要する費用	第12により算出した賃貸施設工事費の額

## 第2 主体附帯工事費

### 1 主体附帯工事費

(1) 主体附帯工事費(高齢者向け優良賃貸住宅に係るものを除く。)は、住宅の戸数に、別表第1の(その1)又は(その2)に掲げる1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

(2) 高齢者向け優良賃貸住宅の主体附帯工事費は、住宅の戸数に次の式により算定した1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

#### (1戸当たり主体附帯工事費)

= (別表第1(その3)に掲げる主体附帯工事基本額)  
+ (別表第1(その3)に掲げる主体附帯工事費面積係数) × (1戸当たり平均面積)

ただし、1戸当たり平均床面積が別表第1(その1)に定める1戸当たり標準床面積(以下「公営住宅等の1戸当たり標準床面積」という。)を超える場合においては、当該標準床面積を1戸当たり平均床面積とする。

また、緊急通報システムの整備に要する費用及び高齢者又は心身障害者のために行う特別の設計又は特別の設備の設置に要する費用については、別表第1(その3)に掲げる主体附帯工事基本額にそれぞれ1戸当たり1,357,000円以内又は、2,671,000円以内で国土交通大臣が決定した額を加算することができる。

### 2 主体附帯工事費の特例

(1) 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合(高齢者向け優良賃貸住宅を除く。)

住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合(量産住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。)の主体附帯工事費は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費に、その1戸当たり平均床面積に44m<sup>2</sup>を加えたものを1戸当たり標準床面積に44m<sup>2</sup>を加えたもので除した数値を乗じて得た額を1戸当たり主体附帯工事費とする。ただし、当該事業主体又は施行者が建設又は買取りをする他の構造の住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{Bi'}{Bi} Ci \cdot Ai$$

ただし、 $D > \sum Ci \cdot Ai$  のときは  $\sum Ci \cdot Ai$  とする。

$D$  : 主体附帯工事費

$Bi$  : 別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積に44m<sup>2</sup>を加えたもの

$Bi'$  : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積に44m<sup>2</sup>を加えたもの

$Ci$  : 別表第1に掲げる1戸当たり主体附帯工事費

$Ai$  : 構造別ごとの住宅の戸数

( $i$  は、構造別を示す添字である。)

(2) 高齢者向け優良賃貸住宅において1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合

当該事業主体の建設する他の構造の高齢者向け優良賃貸住宅で、1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、主体附帯工事費は、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum (Bi + Pi \times Si) \cdot Ai$$

ただし、 $D > \sum Ci \cdot Ai$  のときは  $\sum Ci \cdot Ai$  とする。

$D$  : 主体附帯工事費

$Bi$  : 構造別ごとの主体附帯工事基本額

$Pi$  : 構造別ごとの主体附帯工事費面積係数

$Si$  : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積

$Ai$  : 構造別ごとの高齢者向け優良賃貸住宅の戸数

$Ci$  : 構造ごとの公営住宅の1戸当たり標準床面積

( $i$  は、構造別を示す添字である。)

(3) 団地等が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ、相当の面積が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属する場合においては、その団地の全域が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属するものとみなす。この場合において、密集住宅市街地整備促進事業については、「団地」とあるのは「事業地区」とする。

(4) 主体附帯工事費を増額する場合

別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

(5) 北海道において燃料庫を設ける場合（従前居住者用賃貸住宅を除く。）

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1（北海道）に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費（高齢者向け優良賃貸住宅にあっては、1の(2)式により計算した1戸当たり主体附帯工事費）に

282,000円（燃料庫の床面積が3.3m<sup>2</sup>未満のときは、282,000円に当該燃料庫の床面積を3.3m<sup>2</sup>で除した数値を乗じて得た額）を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、1の規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる構造別ごとの1戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり標準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差を控除するものとする。

### 第3 共同施設工事費

共同施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

### 第4 特定工事費

特定工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

### 第5 補修工事費

補修工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

### 第6 宅地復旧工事費

宅地復旧工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

### 第7 住宅共用部分工事費

住宅共用部分工事費は、第2の規定により算出される主体附帯工事費に、低層住宅（地上階数2以下の住宅をいう。）、中層住宅（地上階数3以上5以下の住宅をいう。）及び高層住宅（地上階数6以上の住宅をいう。）の区分に応じてそれぞれ次表に定める数値を乗じて得た額とする。

区分	主体附帯工事費に乗じる数値
低層住宅	100分の20
中層住宅	100分の30（ただし、階段室型住棟のものにあっては100分の25）
高層住宅	100分の30

### 第8 施設工事費

施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

### 第9 不良住宅等除却費

不良住宅等除却費は、次に掲げるところにより算出した買収費（発生材の価格を控除したもの）の買収に要する費用の1m<sup>2</sup>当たりの額（その額が123,000円を超える場合にあっては、123,000円）に買収する不良住宅の延べ面積を乗じて得た額とする。この場合において、密集住宅市街地整備促進事業については、(1)、(2)及び(3)中「不良住宅」とあるのは、「老朽住宅」とする。

#### (1) 買収費

買収費は、除却する不良住宅（当該住宅に附属する物置及び作業場を含む。以下同じ。）の買収に要する費用の1m<sup>2</sup>当たりの額（その額が123,000円を超える場合にあっては、123,000円）に買収する不良住宅の延べ面積を乗じて得た額とする。

#### (2) 除却工事費

除却工事費は、不良住宅又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等

の除却工事に要する費用の1m<sup>2</sup>当たりの額（その額が、木造住宅の除却工事で23,000円を超える場合にあっては23,000円、非木造住宅の除却工事で33,000円を超える場合にあっては33,000円）に除却する不良住宅又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の延べ面積を乗じて得た額とする。

### (3) 通常損失補償費

通常損失補償費は、不良住宅の買収又は除却により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

## 第10 土地整備費

土地整備費は、次に掲げるところにより算出した建設用地取得造成費及び他の土地整備費の合計額とする。この場合において、密集住宅市街地整備促進事業については、(1)の規定中「改良住宅」とあるのは「コミュニティ住宅」とする。

### (1) 建設用地取得造成費

#### イ 用地取得費

用地取得費は、住宅建設用地の取得に要する費用に別表第3に掲げる開発充当率を乗じて得た額（その額が次の表に定める限度額に当該用地に建設される改良住宅戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

1戸当たり建設用地取得費限度額表

（単位：千円）

地域区分	大都市－特特	大都市－特	大都市－I	大都市－II	その他
限 度 額	46,246	36,310	30,080	24,920	19,340

注1) 地域区分の大都市－I及び大都市－IIは、それぞれ別表第4のその1及びその2に掲げる市町の区域とし、その他は、大都市－I及び大都市－IIの区域以外の区域とする。

注2) D I Dの区域内の用地については、その他の区域内の用地にあっては大都市－IIの限度額を、大都市－IIの区域内の用地にあっては大都市－Iの限度額を、大都市－Iの区域内の用地にあっては大都市－特の限度額を適用する。

注3) 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地若しくは近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域又は名古屋市の旧市街地の区域内においては、大都市－特の限度額を適用する。

注4) 注3に掲げる区域内で、かつ、D I D区域内である区域内においては、注2及び注3にかかわらず大都市－特の限度額を適用する。

#### ロ 用地造成費

用地造成費は、住宅建設用地の造成に要する費用（その額が2,301,000円に当該用地に建設される住宅の戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

#### ハ 通常損失補償費

通常損失補償費は、改良住宅建設用地の取得造成により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

### (2) その他の土地整備費

その他の土地整備費は、別表第5の費用の種類の項各欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の限度額の項各欄に定める額を限度として算出した額の合計額とする。

## 第11 一時収容施設等設置費

一時収容施設等設置費は、次に掲げるところにより算出した建設工事費、移設工事費、補修工事費及びその他の経費の合計額とする。ただし、入居予定者の人数及び使用年数等を勘案して国土交通大臣が特に必要と認めたときは、これらの額に1.5を乗じて得た額に増額することができる。この場合において、密集住宅市街地整備促進事業については、(1)から(4)までの規定中「一時収容施設」とあるのは「仮設住宅等」とする。

### (1) 建設工事費

建設工事費は、建設する一時収容施設の戸数に、次の表に掲げる使用年数の区分に応じてそれぞれ同表に定める補助基本額を乗じて得た額とする。

（単位：千円／戸）

使用年数	1年	2年	3年	4年	5年
補助基本額	1,850	2,030	2,140	2,320	2,440

### (2) 移設工事費

移設工事費は、移設する一時収容施設の戸数に1戸当たり移設工事費（当該移設工事費が1,010,000円を超える場合にあっては、1,010,000円）を乗じて得た額とする。

### (3) 補修工事費

補修工事費は、補修する一時収容施設の戸数に1戸当たり補修工事費（当該補修工事費が470,000円を超える場合にあっては、470,000円）を乗じて得た額とする。

### (4) その他の経費

その他の経費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- イ 一時収容施設設置用地の借地に要する費用
- ロ 一時収容施設の建設、移設及び補修に代えて民間借家等を賃借する費用（当該費用が1,630,000円を超える場合にあっては、1,630,000円）
- ハ 仮設店舗、仮設作業場等を建設することが必要な場合における当該仮設店舗、仮設作業場等の建設、移転及び補修に要する費用（当該費用がそれぞれ一時収容施設の建設工事費移設工事費又は補修工事費を超える場合にあっては、当該超えることとなる額を除く。）
- ニ 一時収容施設の建設等に附帯して必要となる補償費及びその他特別の事情により必要となる費用

## 第12 貸賃施設工事費

- 1 貸賃施設工事費は、次の算式により算出した額とする。  
ただし、一の営業者に係る補助対象となる施設面積（専用面積と共用部分面積の

持分の合計とする。以下同じ。)は、従前の施設面積以内で、かつ、その構造に該当する別表第1(その1)に掲げる1戸当たり標準床面積の2分の1以内とする。

$$X = \sum \frac{Y_i'}{Y_i} \cdot Z_i$$

X : 賃貸施設工事費

Y<sub>i</sub> : 別表第1(その1)に掲げる住宅の構造別の1戸当たり標準床面積

Y<sub>i</sub>' : 当該施設の補助対象床面積

Z<sub>i</sub> : 別表第1(その1)に掲げる住宅の構造別の1戸当たり主体附帯工事費  
(iは、構造別を示す添字である。)

## 2 賃貸施設工事費の特例

別表第2の対象工事費欄の(1)特殊基礎工事費、(9)店舗等併設工事費又は(16)その他特別工事費に係る同表の対象要件欄に掲げる場合に該当する場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、賃貸施設工事費は、前項の規定により算出した額に、(1)については1施設当たり1,543,000円以下、(9)については1施設当たり678,000円以下、(16)については1施設当たり1,335,000円以下で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

## 第13 附帯事務費

附帯事務費は、第2から第12までの規定により算出した各費用を基に、別表第6に掲げる算出方法により算出した額とする。

## 第14 金額の整理

第2から第12までの規定により算出した各費用に第12の規定により算出した附帯事務費を加算した額は、国の補助率が2分の1の場合にあっては2で、3分の1又は3分の2の場合にあっては3で、5分の2の場合にあっては5で、4分の3の場合にあっては4で、それぞれ割り切れる1,000円単位の額となるように端数を切り捨てるものとする。

別表第1 1戸当たり主体附帯工事費

### ○その1 公営住宅等に係る主体附帯工事費

注1) この表は、公営住宅、特定目的借上公共賃貸住宅、改良住宅、小集落改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用賃貸住宅に適用する。

注2) 地区区分及び地域の区分は、その4による。

## (北海道、沖縄以外の地域)

## (北海道)

構造別	地区別	1戸当たり標準床面積(m <sup>2</sup> /戸)	1戸当たり主体附帯工事費(千円/戸)				
			II	III	IV	V	
木造平家建及び 準耐火構造平家建	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	74.7	15,290	14,390	13,830	13,780	
			—	11,780	11,320	—	
			12,000	11,290	10,850	—	
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	79.3	16,120	15,260	14,750	14,700	
			—	12,610	12,180	—	
			12,820	12,140	11,730	11,350	
耐火構造平家建	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	74.7	17,070	16,040	15,470	15,410	
			—	12,560	12,070	—	
			12,760	11,930	11,530	11,000	
耐火構造2階建	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	79.3	17,300	16,380	15,810	15,750	
			—	13,500	13,030	—	
			13,760	12,570	12,140	12,130	
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	85.5	16,090	15,320	14,840	14,810	
			—	13,300	12,880	—	
			13,490	12,840	12,450	—	
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	94.0	17,690	16,840	16,320	16,290	
			—	14,620	14,170	—	
			14,830	14,120	13,680	13,070	
中層耐火構造 (地上階数3階)	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	85.5	16,530	15,710	15,230	15,210	
			—	13,650	13,220	—	
			13,880	13,190	12,780	—	
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	94.0	16,180	17,270	16,740	16,720	
			—	15,000	14,540	—	
			16,260	14,500	14,050	—	
中層耐火構造 (地上階数4~5階)	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	85.5	16,330	15,450	14,930	14,910	
			—	13,300	12,850	—	
			13,560	12,830	12,400	—	
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	94.0	16,950	16,980	16,410	16,390	
			—	14,630	14,130	—	
			14,910	14,110	13,630	—	
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	101.1	19,280	18,380	17,850	17,830	
			—	15,270	14,820	—	
			17,110	16,310	15,840	—	
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	101.1	15,000	14,310	13,890	13,880	
			—	—	—	18,320	
			20,320	19,470	18,960	18,940	
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	101.1	17,720	15,730	15,380	—	
			—	16,980	16,530	—	
			15,280	14,630	14,250	14,240	
高層耐火構造 (地上階数14~19階)	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	101.1	20,710	19,910	19,420	19,400	
			—	17,170	16,750	—	
			18,270	18,050	17,510	15,900	
超高層耐火構造 (地上階数20階~)	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	105.6	16,960	16,310	15,910	15,900	
			—	—	—	20,980	
			20,270	29,380	28,890	28,860	
高層耐火構造 (地上階数20階~)	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	105.6	25,590	22,670	22,290	—	
			21,190	24,830	24,410	20,220	
			—	20,560	—	20,200	

構造別	地区別	1戸当たり標準床面積(m <sup>2</sup> /戸)	1戸当たり主体附帯工事費(千円/戸)
木造平家建及び 準耐火構造平家建	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	76.3	13,420
			12,500
			13,720
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	80.9	13,030
			14,270
			13,600
耐火構造2階建	特別 大都市 多雪 寒冷 般美 別市 冷暖 室	80.9	14,690
			14,000
			15,420
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付 暖房設備付	87.1	14,620
			15,810
			15,000
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付 暖房設備付	95.6	16,920
			16,050
			16,050
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付 暖房設備付	87.1	17,390
			16,490
			15,940
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付 暖房設備付	85.5	14,990
			16,360
			15,380
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付 暖房設備付	95.6	17,500
			16,450
			17,990
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付 暖房設備付	87.1	16,910
			15,110
			14,210
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付 暖房設備付	95.6	16,170
			15,210
			16,610
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	燃料庫付 暖房設備付	102.7	16,620
			16,040
			14,830
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	燃料庫付 暖房設備付	101.1	16,370
			15,130
			18,000
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	燃料庫付 暖房設備付	102.7	16,640
			18,270
			16,880
高層耐火構造 (地上階数14~19階)	燃料庫付 暖房設備付	101.1	19,140
			17,700
			19,400
高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付 暖房設備付	102.7	17,930
			20,850
			19,280
高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付 暖房設備付	107.2	21,080
			19,480
			25,720
高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付 暖房設備付	105.6	23,780
			26,040
			24,070

(沖縄)

構造別	1戸当たり 標準床面積 (m <sup>2</sup> /戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74.7	11,430
木造2階建及び準耐火構造2階建	79.3	12,750
耐火構造平家建	74.7	12,800
耐火構造2階建	79.3	13,580
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85.5	14,650
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94.0	16,110
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85.5	14,950
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94.0	16,440
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型以外の住棟)	85.5	13,680
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型の住棟)	94.0	15,040
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	101.1	15,210
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	101.1	17,140
高層耐火構造 (地上階数12~)	101.1	18,380

○その2 特定優良賃貸住宅等に係る主体附帯工事費

注1) この表は、特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅及び買取特定公共賃貸住宅に適用する。

注2) 地区区分及び地域の区分は、その4による。

(北海道、沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (m <sup>2</sup> /戸)	1戸当たり主体附帯工事費(千円/戸)				
			II	III	IV	V	
木造平家建及び 準耐火構造平家建	特大都市 多雪寒 一 別市 冷 般 美	81.3	16,620	15,660	15,030	15,000	
			—	12,810	12,300	—	
			13,050	12,270	11,790	—	
			12,660	11,910	11,430	11,400	11,920
			—	—	—	—	
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特大都市 多雪寒 一 別市 冷 般 美	85.9	17,460	16,530	15,960	15,900	
			—	13,650	13,170	—	
			13,860	13,140	12,690	—	
			13,470	12,750	12,330	12,270	15,090
			—	—	—	—	
耐火構造平家建	特大都市 多雪寒 一 別市 冷 般 美	81.3	18,570	17,430	16,770	16,740	
			—	13,650	13,110	—	
			13,860	13,020	12,540	—	
			13,260	12,450	11,970	11,940	14,640
			—	—	—	—	
耐火構造2階建	特大都市 多雪寒 一 別市 冷 般 美	85.9	18,720	17,730	17,100	17,160	
			—	14,610	14,100	—	
			14,880	14,100	13,620	—	
			14,370	13,620	13,140	13,110	16,080
			—	—	—	—	
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特大都市 多雪寒 一 別市 冷 般 美	92.1	17,310	16,500	15,960	15,930	
			—	14,310	13,860	—	
			14,520	13,830	13,340	—	
			13,890	13,230	12,810	12,780	16,440
			—	—	—	—	
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特大都市 多雪寒 一 別市 冷 般 美	100.6	18,930	18,000	17,460	17,430	
			—	15,630	15,150	—	
			15,870	15,090	14,640	—	
			15,180	14,460	14,010	13,980	17,970
			—	—	—	—	
中層耐火構造 (地上階数3階)	特大都市 多雪寒 一 別市 冷 般 美	92.1	17,790	16,920	16,380	16,380	
			—	14,700	14,220	—	
			14,940	14,190	13,740	—	
			14,250	13,530	13,110	13,110	16,770
			—	—	—	—	
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特大都市 多雪寒 一 別市 冷 般 美	100.6	19,440	18,480	17,910	17,880	
			—	16,050	15,540	—	
			16,320	15,510	15,030	—	
			15,570	14,790	14,310	14,310	18,320
			—	—	—	—	
中層耐火構造 (地上階数4~5階)	特大都市 多雪寒 一 別市 冷 般 美	92.1	17,580	16,620	16,050	16,050	
			—	14,310	13,830	—	
			14,610	13,800	13,350	—	
			13,860	13,110	12,690	12,660	16,230
			—	—	—	—	
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	特大都市 多雪寒 一 別市 冷 般 美	100.6	19,200	18,150	17,550	17,520	
			—	15,630	15,120	—	
			15,930	15,090	14,580	—	
			15,150	14,340	13,860	13,830	17,700
			—	—	—	—	
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	特大都市 多雪寒 一 別市 冷 般 美	107.7	20,520	19,560	18,930	18,930	
			—	16,260	15,780	—	
			18,210	17,370	16,860	—	
			15,960	15,240	14,790	14,760	19,500
			—	—	—	—	
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	特大都市 多雪寒 一 別市 冷 般 美	107.7	21,630	20,730	20,190	20,160	
			—	16,800	16,350	—	
			18,870	18,060	17,580	—	
			16,260	15,570	15,180	15,150	20,010
			—	—	—	—	
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	特大都市 多雪寒 一 別市 冷 般 美	107.7	21,050	21,180	20,670	20,670	
			—	18,270	17,820	—	
			19,980	19,230	18,750	—	
			18,060	17,370	16,950	16,920	22,320
			—	—	—	—	
高層耐火構造 (地上階数14~19階)	特大都市 多雪寒 一 別市 冷 般 美	107.7	23,370	22,530	22,050	22,020	
			—	19,410	18,020	—	
			21,180	20,430	19,980	—	
			19,140	18,450	18,060	18,030	23,820
			—	—	—	—	
超高層耐火構造 (地上階数20階~)	特大都市 多雪寒 一 別市 冷 般 美	112.2	32,160	31,200	30,690	30,660	
			—	24,060	23,670	—	
			27,180	26,370	25,920	—	
			22,550	21,640	21,450	21,450	26,310
			—	—	—	—	

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (m <sup>2</sup> /戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び 準耐火構造平家建	特別	82.9	14,550
	一般	82.9	13,560
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	87.5	14,820
	一般	87.5	14,070
耐火構造平家建	特別	82.9	15,480
	一般	82.9	14,760
耐火構造2階建	特別	87.5	15,870
	一般	87.5	15,120
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	93.7	16,560
	暖房設備付	92.1	15,720
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	102.2	16,060
	暖房設備付	100.6	18,600
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	93.7	17,130
	暖房設備付	92.1	16,560
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	102.2	16,110
	暖房設備付	92.1	17,610
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	102.2	18,690
	暖房設備付	100.6	19,230
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	93.7	15,840
	暖房設備付	92.1	14,880
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	102.2	16,260
	暖房設備付	100.6	15,300
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	102.2	17,280
	暖房設備付	100.6	16,230
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	燃料庫付	109.3	17,760
	暖房設備付	107.7	16,710
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	燃料庫付	109.3	17,040
	暖房設備付	107.7	19,140
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	燃料庫付	109.3	17,700
	暖房設備付	107.7	19,440
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	燃料庫付	109.3	17,970
	暖房設備付	107.7	20,340
高層耐火構造 (地上階数14~19階)	燃料庫付	109.3	18,810
	暖房設備付	107.7	20,640
高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	109.3	22,170
	暖房設備付	107.7	20,490
高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	113.8	25,230
	暖房設備付	112.2	27,300
	暖房設備付	112.2	27,660
	暖房設備付	112.2	25,560

(沖縄)

構造別	1戸当たり標準床面積(m <sup>2</sup> /戸)	1戸当たり主体附帯工事費(千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	12,420
木造2階建及び準耐火構造2階建	85.9	13,800
耐火構造平家建	81.3	13,920
耐火構造2階建	85.9	14,700
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92.1	15,750
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	17,220
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92.1	16,080
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	17,580
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型以外の住棟)	92.1	14,730
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型の住棟)	100.6	16,080
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	107.7	16,170
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	107.7	18,240
高層耐火構造 (地上階数12~)	107.7	19,560

## ○その3 高齢者向け優良賃貸住宅に係る主体附帯工事費

注1) この表は、高齢者向け優良賃貸住宅に適用する。

注2) 地区区分及び地域の区分は、その4による。

(北海道、沖縄以外の地域)

構造別	地区別	主体附帯工事費 基本額(千円/戸)					主体附帯工事費 面積係数(千円/m <sup>2</sup> )				
		II	III	IV	V	II	III	IV	V	II	III
木造平家建及び準耐火構造平家建	特大 都 多 一 奄 別市 冷 穀 美	5,668 — 4,447 4,313	5,336 4,367 4,186 4,059	5,125 4,195 4,021 3,899	5,110 — — 3,888 4,750	129 99 101 98	131 95 101 92	121 95 96 89	116 — — 88	116 — — 88 108	— — — — 108
木造2階建及び準耐火構造2階建	特大 都 多 一 奄 別市 冷 穀 美	5,752 — 4,576 4,441	5,447 4,500 4,333 4,205	5,263 4,348 4,186 4,063	5,247 — — 4,979	131 — 104 —	124 102 99 —	120 99 95 —	119 — — 92	119 — — 92 113	— — — — 113
耐火構造平家建	特大 都 多 一 奄 別市 冷 穀 美	6,328 4,730 4,517	5,945 4,654 4,444 4,243	5,716 4,475 4,273 4,080	5,711 — — 4,076 4,390	144 — 108 103	135 106 101 96	130 102 97 93	130 — — 93 113	130 — — 93 113	— — — — 113
耐火構造2階建	特大 都 多 一 奄 別市 冷 穀 美	6,172 4,909 4,740	5,845 4,816 4,649 4,489	5,642 4,649 4,487 4,333	5,636 — — 4,329 5,300	140 — 112 108	133 109 106 102	128 106 102 98	128 — — 98 120	128 — — 98 120	— — — — 120
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特大 都 多 一 奄 別市 冷 穀 美	5,467 4,584 4,387	5,205 4,518 4,364 4,177	5,043 4,378 4,229 4,047	5,033 — — 4,039 5,191	124 — 104 100	118 103 99 95	115 99 96 92	114 — — 92 118	114 — — 92 118	— — — — 118
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特大 都 多 一 奄 別市 冷 穀 美	5,640 4,729 4,527	5,370 4,661 4,502 4,309	5,203 4,516 4,363 4,176	5,193 — — 4,167 5,356	128 — 107 103	122 106 102 98	118 102 99 95	118 — — 95 122	118 — — 95 122	— — — — 122
中層耐火構造 (地上階数3階)	特大 都 多 一 奄 別市 冷 穀 美	5,618 4,717 4,497	5,339 4,637 4,482 4,273	5,173 4,493 4,343 4,140	5,168 — — 4,136 5,296	128 — 107 102	121 105 102 97	117 102 99 94	117 — — 94 120	117 — — 94 120	— — — — 120
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特大 都 多 一 奄 別市 冷 穀 美	5,796 4,866 4,639	5,508 4,784 4,624 4,408	5,337 4,635 4,481 4,272	5,332 — — 4,267 5,464	132 — 111 105	125 109 105 100	121 105 102 97	121 — — 97 124	121 — — 97 124	— — — — 124
中層耐火構造 (地上階数4~5階)	特大 都 多 一 奄 別市 冷 穀 美	5,548 4,609 4,379	5,249 4,521 4,360 4,143	5,071 4,368 4,213 3,003	5,066 — — 3,999 5,120	126 — 105 100	119 103 99 100	115 99 96 94	115 — — 91 116	115 — — 91 116	— — — — 116
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	特大 都 多 一 奄 別市 冷 穀 美	5,724 4,755 4,518	5,415 4,664 4,498 4,274	5,232 4,506 4,346 4,130	5,227 — — 4,126 5,282	130 — 108 103	123 106 102 97	119 102 99 94	119 — — 94 120	119 — — 94 120	— — — — 120
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	特大 都 多 一 奄 別市 冷 穀 美	5,845 5,187 4,550	5,575 4,947 4,803 4,213	5,412 4,495 4,345 4,208	5,407 — — 4,208 5,554	133 — 118 103	127 105 112 101	123 109 109 98	123 — — 96 126	123 — — 96 126	— — — — 126
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	特大 都 多 一 奄 別市 冷 穀 美	6,162 5,373 4,632	5,904 5,148 4,438	5,749 5,012 4,321	5,743 — 4,317 5,679	140 — 122 105	134 109 117 101	131 106 114 98	131 — — 98 129	131 — — 98 129	— — — — 129
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	特大 都 多 一 奄 別市 冷 穀 美	6,279 5,693 5,144	6,037 5,474 4,946	5,890 5,341 4,825	5,884 — 4,820 5,362	143 — 129 117	137 118 124 112	134 115 121 110	134 — — 110 145	134 — — 110 145	— — — — 145
高層耐火構造 (地上階数14~19階)	特大 都 多 一 奄 別市 冷 穀 美	6,655 6,034 5,452	6,416 5,534 5,257	6,278 5,415 5,143	6,272 — 5,138 6,782	151 — 124 —	146 126 124 —	143 123 121 —	143 — 117 —	143 — 117 —	— — — — 143
超高層耐火構造 (地上階数20階~)	特大 都 多 一 奄 別市 冷 穀 美	8,904 7,525 6,231	8,640 6,667 6,047	8,496 6,555 5,946	8,487 — 5,940 7,307	202 — 171 142	196 152 166 137	193 149 163 135	193 — 163 —	193 — 163 —	— — — — 163

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり標準床面積(m <sup>2</sup> /戸)	1戸当たり主体附帯工事費(千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	特別	4,907	112
	一般	4,571	104
木造2階建及び準耐火構造2階建	特別	4,832	110
	一般	4,590	104
耐火構造平家建	特別	5,219	119
	一般	4,974	113
耐火構造2階建	特別	5,173	118
	一般	4,931	112
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	5,176	118
	暖房設備付	4,906	112
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	5,373	122
	暖房設備付	5,097	116
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	5,333	121
	暖房設備付	5,058	115
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	5,545	126
	暖房設備付	5,257	119
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	5,350	122
	暖房設備付	5,031	114
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	5,735	130
	暖房設備付	5,392	123
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	5,185	118
	暖房設備付	4,827	110
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	5,095	116
	暖房設備付	4,793	109
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	燃料庫付	5,295	120
	暖房設備付	4,979	113
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	燃料庫付	4,810	109
	暖房設備付	4,448	101
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	燃料庫付	4,963	113
	暖房設備付	4,588	104
高層耐火構造 (地上階数14~19階)	燃料庫付	5,397	123
	暖房設備付	4,990	113
高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	5,539	126
	暖房設備付	5,119	116
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	燃料庫付	5,740	130
	暖房設備付	5,307	121
高層耐火構造 (地上階数14~19階)	燃料庫付	5,883	134
	暖房設備付	5,437	124
高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	6,254	142
	暖房設備付	5,782	131
高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	6,391	145
	暖房設備付	5,909	134
高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	7,486	170
	暖房設備付	6,921	157
高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	7,659	174
	暖房設備付	7,081	161

(沖縄)

構造別	1戸当たり標準床面積(m <sup>2</sup> /戸)	1戸当たり主体附帯工事費(千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	4,237	96
木造2階建及び準耐火構造2階建	4,549	103
耐火構造平家建	4,743	108
耐火構造2階建	4,846	110
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	4,977	113
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	5,136	117
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	5,080	115
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	5,242	119
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型以外の住棟)	4,647	106
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型の住棟)	4,795	109
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	4,611	105
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	5,199	118
高層耐火構造 (地上階数12~)	5,573	127

○その4 主体附帯工事費の地区区分及び地域の区分

(北海道・沖縄以外の地域)

地区名	地 域
特 別 地 区	首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地及び同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域及び同条第4項に規定する近郊整備区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する特別豪雪地帯
大 都 市 地 区	東京・大阪・埼玉・千葉・神奈川・静岡・愛知の1都1府5県（特別地区に該当する地域を除く。）、茨城・栃木・群馬・山梨の4県（首都圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・奈良・和歌山・三重の4県（近畿圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・岐阜・三重の3県（中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）による都市整備区域及び都市開発区域に限る。）、京都・兵庫の1府1県（特別地区及び多雪寒冷地区に該当する地域を除く。）
多 雪 寒 冷 地 区	青森・岩手・秋田・山形・福島・長野・新潟・富山・石川・福井の10県（特別地区に該当する地域を除く。）、宮城県、栃木県（日光市及び塩谷郡栗山町に限る。）、群馬県（沼田市、特別地区に該当する地域を除く利根郡及び吾妻郡に限る。）、山梨県、岐阜県（高山市、郡上郡、益田郡、揖斐郡藤橋村、特別地区に該当する地域を除く大野郡及び吉城郡に限る。）、滋賀県（坂田郡伊吹町、伊香郡木之本町、同西浅井町、高島郡マキノ町、同今津町及び同朽木村に限る。）、京都府（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、北桑田郡美山町、天田郡夜久野町、加佐郡、与謝郡、中郡、竹野郡及び熊野郡のうち近畿圏整備法による都市開発区域以外の地域に限る。）、兵庫県（豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡及び朝来郡和田山町に限る。）、鳥取県、島根県（浜田市、益田市、江津市及び埴摩郡を除く。）
奄 美 地 区	鹿児島県（名瀬市及び大島郡に限る。）
一 般 地 区	上記以外の地域（北海道及び沖縄県を除く。）

地域の区分	都道府県名
II	青森県、岩手県、秋田県
III	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県
IV	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、岡山县、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
V	宮崎県、鹿児島県

(北海道)

地域の区分	都道府県名
特 別 地 区	離島振興法による離島振興対策実施地域
一 般 地 区	上記以外の地域

別表第2 主体附帯工事費の特例加算限度額

対象工事費	対象要件	加算額	適用しない住宅	(6)高齢者等向け特別設備等工事費	老人世帯、老人同居世帯又は心身障害者世帯のための住宅において特別の設計を行う場合又は特別の設備を設ける場合(手すりの設置、滑りにくい階段の処理、段差の解消、コンセントの設置(便所)及び住棟アプローチのスロープ化を行う場合を除く。)	1戸当たり 2,671,000円	高齢者向け優良賃貸住宅
(1)特殊基礎工事費	特殊基礎工事を行う場合	1戸当たり 3,087,000円					
(2)特別規模増工事費	心身障害者世帯向け住宅、老人同居向け住宅、多人数世帯向け住宅及び(3)のエレベーターを設ける中層住宅で、構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合  ただし、改良住宅及び小集落改良住宅については、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律(昭和62年法律第22号)第2条第1項に規定する地域改善対策特定事業(別表第2において「地域改善対策特定事業」という。)により建設される住宅で、構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合を含むものとする。	1戸当たり 3,248,000円	高齢者向け優良賃貸住宅				
(3)エレベーター設置工事費	3階建て、4階建て及び5階建ての中層住宅においてエレベーターを設ける場合	1件当たり 26,727,000円					
(4)消防用設備設置工事費	法令等において設置が義務付けられた消防用設備の設置を行う場合	1戸当たり 1,163,000円					
(5)緊急通報システム設置工事費	緊急通報システムを設ける場合 ①シルバーハウジング・プロジェクト制度に係るもの及び ②老人対策のための住宅又は心身障害者世帯向け住宅で、①以外	1戸当たり 1,357,000円 1戸当たり 195,000円	高齢者向け優良賃貸住宅	(7)雪害防除工事費	多雪寒冷地区(特別豪雪地帯を含む。)において、雪害防除のために必要な工事を行う場合	1戸当たり 1,852,000円	
				(8)特殊屋外附帯工事費	特殊屋外附帯工事を行う場合	1戸当たり 1,421,000円 ただし、本区分の加算を受け合併処理浄化槽を設ける場合にあっては、 2,255,000円	従前居住者用賃貸住宅
				(9)店舗等併設工事費	公共建築物、店舗等が併設する場合	1戸当たり 1,357,000円	改良住宅、小集落改良住宅、小規模改良住宅及び更新住宅
				(10)ピロティ等設置工事費	ピロティ、屋上遊園等を設ける場合	1戸当たり 1,357,000円	改良住宅、小集落改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び従前居住者用賃貸住宅
				(11)試作住宅設置工事費	試作住宅の工事を行う場合	1戸当たり 1,357,000円	改良住宅、小集落改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用賃貸住宅

(12) 作業所設置工事費	農山漁村向住宅に作業所を設ける場合	構造に応じて次の表に掲げる1m <sup>2</sup> 当たり工事費に作業所の床面積(1戸当たり12m <sup>2</sup> を限度とする)を乗じた額	特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅、買取特定公共賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、改良住宅、小集落改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用賃貸住宅		③ 基礎は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地面からその上端までの高さは40cm以上であること。 ④ 外壁の床下部分には、壁の長さ4m以内ごとに、有効面積300cm <sup>2</sup> 以上の換気孔を設け、床下はコンクリートで覆うこと。 ⑤ 小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には、換気上有効な位置に2以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、原則として300分の1以上すること。 ⑥ 住宅の床下及び小屋裏は、点検が容易に行えるよう点検口及び点検スペースが設けられたものであること。	
(13) 耐久性向上工事費	木造住宅の耐久性向上に係る次の基準に適合する工事を行う場合又はこれと同等以上の耐久性を有すると認められる工事を行う場合 ① 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部を木造とする住宅にあっては、すむ柱の小径は12cm角(通し柱であるすみ柱にあっては、13.5cm)以上であること。 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部に枠組壁構造を用いる住宅にあっては、枠組壁工法を用いる外壁の下地材料は、厚さ9mm以上の構造用合板であること。 ② 防腐及び防蟻措置に関して有効な措置を講じたものであること。	1戸当たり 1,852,000円 ただし、住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が、別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合は、1,852,000円に、その1戸当たり平均床面積に44m <sup>2</sup> を加えたものを1戸当たり標準床面積に44m <sup>2</sup> を加えたもので除した数値を乗じて得た額	コミュニティ住宅及び従前居住者用賃貸住宅	(14) 21世紀都市居住緊急促進事業補助金交付要綱(平成10年12月11日付け建設省住備発第130号・建設省住街発第45号・建設省住市発第110号)に定める採択基準に適合する事業を行う場合	21世紀都市居住緊急促進事業補助金交付要綱(平成10年12月11日付け建設省住備発第130号・建設省住街発第45号・建設省住市発第110号)に定める採択基準に適合する事業を行う場合	1戸当たり 2,671,000円 改良住宅、小集落改良住宅、小規模改良住宅及び更新住宅
			(15) スライド条項等適用工事費	過年度に交付決定を受け、本年度以降に歳出分が残っている国庫債務負担行為を行った事業又は施行期間が複数年度にまたがり各年度において公営住宅法附則第5項により無利子貸付金の貸付を受けた事業で、契約後12箇月以上経過した時点で賃金又は物価の変動のため工事請負契約を更改することにより工事請負契約額を増額した場合	1戸当たり 2,671,000円 従前居住者用賃貸住宅	
			(16) その他特別工事費	その他特別の事情がある場合	1戸当たり 2,671,000円	

別表第3 開発充当率

## (1) 開発充当率

取得の条件	開発充当率
1 国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第6条の2の適用を受けて取得する場合	1.00
2 1m <sup>2</sup> 当たり6,000円以下の価格で取得する場合	1.00
3 その他の場合 改良住宅の容積率が(2)の基準容積率以上の場合	1.00
改良住宅の容積率(A%)が(2)の基準容積率(A <sub>0</sub> %)未満の場合	$1.00 - 0.01 \times a$ $a = 1/2(A_0 - A)$ (地域改善対策特定事業) $a = A_0 - A$ (地域改善対策特定事業以外) ただし、aは整数となるよう小数点以下を切り捨てるものとする。

## (2) 基準容積率

地区区分 構造	特 別 (特別豪雪地 帯を除く) 大 都 市	一 奄 沖	特 別 (特別豪雪地 帯に限る) 北 海 道 多 雪 寒 冷
木造(平屋) 低層準耐火構造(平屋) 低層耐火構造(平屋)	20 %	20 %	20 %
木造(2階) 低層準耐火構造(2階) 低層耐火構造(2階)	35	35	30
中層準耐火構造(3階) 中層耐火構造(3階)	55	55	55
中層耐火構造(4・5階)	75	70	65
高層耐火構造	114	106	99

(注) 地区区分は、別表第1(その4)による地区区分である。

別表第4 用地取得費の地域区分

## ○その1 (大都市-I)

都道府県	市 町 名
埼玉県	川越市, 川口市, 浦和市, 大宮市, 所沢市, 飯能市, 岩槻市, 春日部市, 狹山市, 上尾市, 与野市, 草加市, 越谷市, 蕨市, 戸田市, 入間市, 鴻ヶ谷市, 朝霞市, 志木市, 和光市, 新座市, 桶川市, 北本市, 八潮市, 富士見市, 上福岡市, 三郷市, 莲田市, 坂戸市, 大井町, 三芳町, 鶴ヶ島町, 吉川市
千葉県	千葉市, 市川市, 船橋市, 松戸市, 習志野市, 柏市, 流山市, 八千代市, 我孫子市, 鎌ヶ谷市, 浦安市, 沼南町, 佐倉市, 四街道市, 白井町
東京都	東京都区部, 八王子市, 立川市, 武蔵野市, 三鷹市, 青梅市, 府中市, 昭島市, 調布市, 町田市, 小金井市, 小平市, 日野市, 東村山市, 国分寺市, 国立市, 田無市, 保谷市, 福生市, 狛江市, 東大和市, 清瀬市, 東久留米市, 武蔵村山市, 多摩市, 稲城市, 羽村市, 横浜市, 川崎市, 横須賀市,
神奈川県	
静岡県	平塚市, 鎌倉市, 藤沢市, 茅ヶ崎市, 逗子市, 相模原市, 厚木市, 大和市, 伊勢原市, 海老名市, 座間市, 綾瀬市, 葉山町, 大磯町
愛知県	静岡市
滋賀県	名古屋市, 長久手町
京都府	大津市
大阪府	京都市, 宇治市, 亀岡市, 城陽市, 向日市, 長岡京市, 八幡市, 大山崎町, 京田辺市, 木津町, 精華町
兵庫県	大阪市, 堺市, 岸和田市, 豊中市, 池田市, 吹田市, 泉大津市, 高槻市, 貝塚市, 守口市, 枚方市, 茨木市, 八尾市, 泉佐野市, 富田林市, 寝屋川市, 松原市, 大東市, 和泉市, 箕面市, 柏原市, 羽曳野市, 門真市, 摂津市, 高石市, 藤井寺市, 東大阪市, 泉南市, 四条畷市, 交野市, 大阪狭山市, 神戸市, 尼崎市, 明石市, 西宮市, 芦屋市, 伊丹市, 宝塚市, 川西市, 三田市
奈良県	奈良市, 生駒市
広島県	広島市, 府中町
沖縄県	那覇市

○その2 (大都市-II)

都道府県	市町名
北海道	札幌市
宮城県	仙台市
茨城県	取手市, 牛久市, 藤代町
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市, 高崎市
埼玉県	熊谷市, 行田市, 加須市, 本庄市, 東松山市, 鴻巣市, 深谷市, 久喜市, 幸手市, 伊奈町, 吹上町, 毛呂山町, 越生町, 日高市, 滑川町, 嵐山町, 宮代町, 白岡町, 栗橋町, 驚宮町, 杉戸町, 庄和町
千葉県	木更津市, 野田市, 茂原市, 成田市, 東金市, 勝浦市, 市原市, 君津市, 袖ヶ浦市, 酒々井町, 富里町, 印西市, 大網白里町
東京都	あきる野市, 瑞穂町, 日の出町
神奈川県	小田原市, 三浦市, 泰野市, 南足柄市, 寒川町, 二宮町, 松田町, 開成町, 愛川町, 城山町
新潟県	新潟市
石川県	輪島市, 金沢市
福井県	福井市
山梨県	甲府市, 大月市
長野県	軽井沢町
岐阜県	岐南町
静岡県	浜松市, 沼津市, 清水市, 熱海市, 三島市, 伊東市, 富士市, 御殿場市, 榛野市, 函南町, 清水町, 長泉町
愛知県	豊橋市, 岡崎市, 一宮市, 瀬戸市, 春日井市, 津島

都道府県	市町名
	市, 碧南市, 刈谷市, 豊田市, 安城市, 蒲郡市, 犬山市, 江南市, 小牧市, 稲沢市, 大府市, 知立市, 尾張旭市, 岩倉市, 豊明市, 東海市, 東郷町, 日進町, 西枇杷島町, 師勝町, 西春町, 清洲町, 新川町, 扶桑町, 甚目寺町, 大治町, 蟹江町, 南知多町
滋賀県	草津市, 守山市, 栗東町, 野洲町
京都府	久御山町, 園部町, 八木町
大阪府	河内長野市, 阪南市, 島本市, 忠岡町, 熊取町, 田尻町, 岬町, 美原町
兵庫県	姫路市, 洲本市, 加古川市, 龍野市, 高砂市, 播磨町, 津名町, 淡路町
奈良県	大和高田市, 大和郡山市, 天理市, 樞原市, 桜井市, 御所市, 平群町, 三郷町, 田原本町, 香芝市, 上牧町, 王寺町, 広陵町, 河合町
和歌山县	和歌山市, 海南市, 橋本市
岡山县	岡山市
広島県	吳市, 廿日市市, 海田町
山口県	徳山市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	高知市, 須崎市
高知県	松山市
福岡県	福岡市, 北九州市, 大野城市
沖縄県	浦添市, 宜野湾市, 沖縄市, 与那原町

別表第5 その他の土地整備費の限度額

費用の種類	限度額
(1) 道路整備費	整備に要する額
(2) 下排水工事費	
(3) 児童遊園整備費	
(4) 緑地整備費	
(5) 地区施設等用地取得造成費	
(6) 店舗, 作業場設置工事費	整備に要する額 ただし、構造の別に応じて次の表に定める1m <sup>2</sup> 当たり工事費に店舗, 作業所又は管理事務所の床面積を乗じた額を限度とする。
構造別	1m <sup>2</sup> 当たり工事費
木造平屋建及び準耐火構造平屋建	137,000円/m <sup>2</sup>
木造2階建及び準耐火構造2階建	146,000円/m <sup>2</sup>
低層耐火構造	149,000円/m <sup>2</sup>
中層準耐火構造	149,000円/m <sup>2</sup>
中層耐火構造	149,000円/m <sup>2</sup>
高層耐火構造	171,000円/m <sup>2</sup>
(7) 管理事務所設置工事費	
(8) 集会所設置工事費	整備に要する額 ただし、26,673,000円/件を限度とする。
(9) 子育て支援施設の設置工事費	整備に要する額 ただし、26,673,000円/件を限度とする。
(10) 高齢者生活相談所設置工事費 (シルバーハウジング・プロジェクト制度により設けられるものに限る。)	整備に要する額 ただし、26,673,000円/件を限度とする。
(11) 物置の設置工事費	整備に要する額 ただし、416,000円/件を限度とする。
(12) 施設併存構造費及びピロティー建設工事費	整備に要する額 ただし、中層耐火構造72,000円/m <sup>2</sup> を限度と高層耐火構造80,000円/m <sup>2</sup> する。

(13) 立体的遊歩道及び人工地盤建設工事費	整備に要する額 ただし、161,000円／m <sup>2</sup> を限度とする。
(14) 防災関連施設整備費	整備に要する額
(15) 水害危険集落地区内における宅地の整備に要する費用	整備に要する額
(16) 測量・調査・設計費	測量等に要する額
(17) 工場等の移転補償費	移転補償に要する額
(18) その他国土交通大臣が必要と認める費用	必要と認める額

#### 別表第6 附帯事務費の算出方法

##### ○その1 公営住宅等

注1) この表は、公営住宅、特定目的借上公共賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅、買取特定公共賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

注2) 附帯事務費は、第2から第8までの規定により算出した各費用の合計額に、この表「費用の区分ごとの費用の合計額」欄に掲げる区分に応じてそれぞれ「附帯事務費率」欄に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、災害に係る公営住宅又は共同施設については、附帯事務費の算出割合は2.8%とする。

(北海道、沖縄以外の地域)

費用の区分ごとの費用の合計額 千円	附帯事務費の算出割合		
	都府県	市町村	%
0～ 105,000			4.30
105,001～ 208,000			4.10
208,001～ 327,000			3.90
327,001～ 493,000			3.70
493,001～ 688,000			3.50
688,001～ 952,000			3.30
952,001～ 1,670,000			3.10
1,670,001～ 2,080,000			2.90
2,080,001～ 3,040,000			2.70
3,040,001～ 4,170,000			2.50
4,170,001～ 6,540,000			2.30
6,540,001～ 11,400,000			2.10
11,400,001～ 30,800,000			1.90
30,800,001～ 56,900,000			1.70
56,900,001～ 94,900,000			1.50
94,900,001～			1.30

(北海道)

費用の区分ごとの費用の合計額 千円	附帯事務費の算出割合		
	道	市町村	%
0～ 21,900			2.70
21,901～ 23,600			2.60
23,601～ 64,500			2.50
64,501～ 71,300	2.60		2.40
71,301～ 180,000			2.30
180,001～ 197,000			2.20
197,001～			2.10

(沖縄)

費用の区分ごとの費用の合計額 千円	附帯事務費の算出割合	
	県	市町村 %
0～ 66,600		3.70
66,601～ 73,500		3.50
73,501～ 111,000		3.30
111,001～ 123,000		3.10
123,001～ 222,000		3.00
222,001～ 251,000		2.90
251,001～ 451,000	2.60	2.70
451,001～ 520,000		2.50
520,001～ 1,140,000		2.40
1,140,001～ 1,330,000		2.20
1,330,001～ 2,610,000		2.10
2,610,001～ 3,080,000		1.90
3,080,001～		1.80

## ○その2 住宅地区改良事業等

注1) この表は、住宅地区改良事業、小集落地区等改良事業、小規模住宅地区等改良事業及び改良住宅等改善事業に適用する。

注2) 附帯事務費は、第2及び第9から第11までの規定により算出した各費用に、次により算出した附帯事務比率を乗じて得た額とする。

①附帯事務費率は、各地区別事業費総額を次の表の「事業費の区分」欄に掲げる区分に応じてそれぞれの率を乗じて得た額の合計額を地区別事業費総額で除した数値(パーセント表示とし、小数第3位以下は切り捨てる。)とする。

②次の表の「戸数」は、1施行者当たりの改良住宅、小集落改良住宅、小規模改良住宅及び更新住宅の建設戸数とする。

事業費の区分	戸 数	24	25	100	400
	以下	99	399	以上	
92,000千円までの部分	3.8(%)	3.1	2.4	1.9	
92,000千円を超え 365,000千円までの部分	3.1	2.8	2.2	1.7	
365,000千円を超え 928,000千円までの部分	2.9	2.6	2.1	1.6	

928,000千円を超える部分	2.7	2.4	2.0	1.5
-----------------	-----	-----	-----	-----

## ○その3 密集住宅市街地整備促進事業

注1) この表は、密集住宅市街地整備促進事業に適用する。

注2) 附帯事務費は、第2及び第9から第11までの規定により算出した各費用に、次により算出した附帯事務比率を乗じて得た額とする。

①附帯事務費率は、各地区別事業費総額を次の表の「事業費の区分」欄に掲げる区分に応じてそれぞれの率を乗じて得た額の合計額を地区別事業費総額で除した数値(パーセント表示とし、小数第3位以下は切り捨てる。)とする。

②次の表の「戸数」は、1施行者当たりのコミュニティ住宅の建設戸数とする。

事業費の区分	戸 数	24	25	100	400
	以下	99	399	以上	
92,000千円までの部分	3.4(%)	2.9	2.4	1.9	
92,000千円を超え 365,000千円までの部分	2.8	2.6	2.2	1.7	
365,000千円を超え 928,000千円までの部分	2.6	2.4	2.1	1.6	
928,000千円を超える部分	2.4	2.2	2.0	1.5	

## ○その4 住宅市街地総合整備支援事業

注1) この表は、住宅市街地総合整備支援事業に適用する。

注2) 附帯事務費は、第2及び第9から第12までの規定により算出した各費用に、次の表に掲げる附帯事務比率を乗じて得た額とする。

附帯事務比率	2.2%
--------	------